

# 美瑛町立病院新改革プラン

平成29年3月

美 瑛 町

## 目 次

I	町立病院新改革プランの策定について	1
1	町立病院新改革プラン策定の趣旨	1
2	計画期間	2
3	町立病院の現状	2
II	地域医療構想を踏まえた役割の明確化	3
1	地域医療構想を踏まえた町立病院の今後果たすべき役割	3
2	地域包括ケアシステムの構築に向けた果たすべき役割	4
3	住民の理解のための取り組み	4
III	一般会計における経費負担の考え方	4
IV	経営効率化に係る計画	5
1	財務に係る数値目標	5
2	医療機能に係る数値目標	6
3	目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	7
①	民間的経営手法の導入	7
②	事業規模・形態の見直し	7
③	経費削減・抑制対策	7
④	収入増加・確保対策	7
V	再編・ネットワーク化に係る計画	8
1	二次医療圏内の公立病院等の配置の現況	8
2	都道府県医療計画等における今後の方向性	8
3	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要	10
VI	経営形態の見直しに係る計画	10
1	経営形態の現況	10
2	経営形態の見直し（検討）の方向性	10
3	経営形態見直し計画の概要	11
VII	点検・評価・公表等	11
	(資料) 収支計画	12

## I 町立病院新改革プランの策定について

### 1 町立病院新改革プラン策定の趣旨

平成19年12月、総務省自治財政局長通知により「公立病院改革ガイドライン」が示され、病院事業を設置している地方公共団体に対して、自治体病院のより一層の健全経営に向けた抜本的な経営改革に取り組むよう求め、平成20年度内に「公立病院改革プラン」を策定することを義務付けしました。

美瑛町立病院では平成21年3月2日に同プランを策定し、平成21年度から平成23年度までの3カ年計画で、病院事業の経常黒字化を目標として取り組んで来ましたが、公立病院の多くは一連の医療制度改革における医療費抑制政策の影響により、医師不足や診療報酬の引下げ改定に伴う収益低下を余儀なくされ、依然として厳しい経営環境にあります。

このような状況の中、国は医療における喫緊の課題として、団塊の世代が75歳となり医療・介護の需要が増すと予想される2025年に向けた医療提供体制の構築を進め、医療制度改革として「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」、「医療介護総合確保推進法」等に基づき、全ての都道府県において「地域医療構想」の策定が進められることとなりました。

また、平成27年3月に「新公立病院改革ガイドライン」が国から示され、公立病院に対し、都道府県が策定する「地域医療構想」と整合性を図りながら、「新公立病院改革プラン」を策定し、地域医療確保に向けた改革を継続することが求められています。

美瑛町では、北海道の地域医療構想を踏まえ、上川中部圏域において町立病院が果たすべき今後の役割を明確化するとともに、再編・ネットワーク化、経営の効率化、経営形態の見直しといった4つの視点から、改革プランを策定・実践することにより、病院の収支改善を図り、病院経営の健全性と継続性の確保を図っていくことが重要な課題となっています。この課題の解決を図っていくため、経営効率化等の具体的な取組みを行い、町民の皆さんがいつでも安心して必要な医療を受けられるような健全性と持続性のある医療提供体制を確立し、町民の皆さんの期待に応えられる病院にしていかなければなりません。

「美瑛町立病院新改革プラン」は、こうした医療をめぐる環境の変化に対応し、将来にわたり地域において真に必要とされる病院を目指して、経営健全化を押し進めていくために策定するものです。

新たな新病院改革プランは、以下の4つの視点に立って策定することとします。

- ① 地域医療構想を踏まえた役割の明確化
- ② 再編・ネットワーク化
- ③ 経営の効率化
- ④ 経営形態の見直し

## 2 計画期間

改革プランの計画期間は、平成29年度から平成32年度までの4年間としますが、北海道の地域医療構想や経営環境の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

## 3 町立病院の現状（平成29年2月1日現在）

○名称	美瑛町立病院		
○所在地	上川郡美瑛町中町3丁目8番35号		
○許可病床数	56床（一般）	42床（療養）	
○診療科目	内科、消化器科、小児科、外科、整形外科、眼科、 リハビリテーション科		
○告示及び 指定等	救急告示病院、生活保護法指定病院、労働災害保障指定病院 政府官設組合健康保険指定病院、市町村健康保険指定病院 国民健康保険組合指定病院		
○職員数	医師 4名	看護師 38名（9名）	
	医療技術職 8名（2名）	給食技術職 1名	
	労務職 1名（10名）	事務職 6名（1名）	
		合計 58名（22名）	

※（ ）内の人数は、嘱託員・臨時職員の外数

### ○美瑛町立病院理念

- ・医療を通じ町民の生命と健康を守り、安心して暮せるいきいきとしたまちづくりに貢献します。

### ○美瑛町立病院基本方針

- ・患者さまの人格・尊厳・権利を尊重し、心のこもった医療を提供します。
- ・医療の質の向上に努め、信頼される医療を提供します。
- ・保健・医療・福祉の連携を図り、予防医療を推進します。
- ・町民全体の奉仕者として誇りと責任を持ち、地域とのふれあいを大切にします。
- ・使命と役割を自覚し、効率的で健全な病院運営に努めます。

### ○病院運営の主な推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
1 日平均入院患者数	56.1 人	49.5 人	48.0 人	44.8 人	44.0 人
1 日平均外来患者数	216.8 人	217.8 人	206.3 人	197.1 人	186.3 人
病床利用率 (%)	57.3%	50.5%	49.0%	45.7%	44.9%
平均在院日数	17.5 日	17.2 日	17.1 日	17.2 日	19.0 日

## II 地域医療構想を踏まえた役割の明確化

### 1 地域医療構想を踏まえた町立病院の今後果たすべき役割

平成 37 年（2025 年）の医療供給体制については、上川中部区域地域医療構想にて協議が行われていますが、高度急性期及び急性期が過剰、回復期は不足、慢性期はやや過剰との推計がなされています。

現在の町立病院は急性期と慢性期のケアミックスを提供していますが、町立病院の現状の医療スタッフや設備等を考慮すると、現状の体制を維持していくことが基本となります。

公立病院の役割は、地域住民の期待に応え、安心して医療を受けることのできる環境を整え、良質で安心、安全な医療サービスを提供することにあります。美瑛町立病院は、町内唯一の病院であり、かつ、救急病院の告示を受けており、一次医療機関としての医療提供体制を維持し、町民の一般医療及び 24 時間体制の救急医療等の対応に努めるとともに、不採算地区病院である当院の医療機能や診療体制では対応できない専門的な急性期医療や高度医療については、二次医療圏域の中核病院とのさらなる連携強化を図っていくこととします。

また、町内医療機関、保健施設、福祉施設等との協力及び連携を行い、町民の生命、健康の確保に貢献します。

## 2 地域包括ケアシステムの構築に向けた果たすべき役割

国は住み慣れた地域で暮らしながら医療を受けることのできる体制を整備することを目標に地域完結型の医療推進の方針の下、地方自治体を中心として地域の関係者が協力して医療・介護・福祉を連携させる「地域包括ケアシステム」の構築を目指すこととしています。

町立病院は美瑛町が目指す地域ケアシステム構築の為に介護・医療・生活支援・介護予防を担う地域の医療機関としての役割を果たすとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続ける為に行政・民間企業・ボランティア団体等と連携を進めていきます。

## 3 住民の理解のための取り組み

町立病院として町民へ保健医療を提供する為には、安全・安心な医療の提供は当然の責務ですが、24時間救急等の不採算部門の維持については病院の経営努力はもちろん、一般会計からの繰入も必要な状況ですので、町民に対し広報等で説明を丁寧に行う必要があります。

## Ⅲ 一般会計における経費負担の考え方

病院事業は地方公共団体が運営する企業会計であり、本来は独立採算の原則により運営されるべきですが、公立病院にはへき地医療や救急医療などの不採算医療及び高度医療を担うといった使命があることから、その補てんのため、地方公営企業法に基づき一般会計から病院事業会計へ繰出しが行われることとなります。

この一般会計から病院事業会計に対する繰出金については、国の繰出基準が定められているところですが、美瑛町の病院事業会計に対する繰出金の支出については、下記の「美瑛町一般会計繰出金基準要綱」により行うこととします。

### 美瑛町一般会計繰出金基準要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第17条の2、第17条の3及び第18条の規定に基づく一般会計からの水道事業会計及び病院事業会計(以下「企業会計」という。)に対する繰出金の支出について、必要な事項を定めることを目的とする。

(繰出対象経費)

第2条 一般会計から企業会計への繰出しの対象となる経費(以下「繰出対象経費」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものとする。

(1) 負担金

ア 経費の性質上企業会計の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費

イ 企業会計の性質上能率的な運営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

(2) 補助金 災害の復旧その他特別の理由により必要となる経費

(3) 出資金 建設改良に要する経費

(繰出基準)

第3条 前条に規定する繰出対象経費の繰出し基準(以下「繰出基準」という。)は、別表のとおりとする。

(繰出金額)

第4条 町長は、予算の範囲内において、繰出対象経費から企業会計の収入を控除した額の全部又は一部を繰出基準に応じ、繰出すことができる。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、繰出金の支出に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

別表(第3条関係)

区 分	負担基準
基準内 経 費	総務省が毎年度定める「地方公営企業繰出金について」に基づく経費
基準外 経 費	基準内経費以外の経費で、運営上必要と認められる経費 (1) 水道事業会計 ア 水道事業会計で借入した過疎対策事業債の元利償還金のうち、災害復旧費等に係る基準財政需要額に算入されたと認められる額  (2) 病院事業会計

	<p>ア 不採算地区病院の運営に要する経費 不採算地区病院の運営に要する経費で、基準内経費以外の経費</p> <p>イ 医師及び看護師の研究研修に要する経費 医師及び看護師の研究研修に要する経費で、基準内経費以外の経費</p> <p>ウ 病院事業の経営研修に要する経費 病院事業の経営研修に要する経費で、基準内経費以外の経費</p> <p>エ 保健・医療・福祉の共同研修等に要する経費 病院が中心となつて行う保健福祉等一般行政部門との共同研修・共同研究に要する経費で、基準内経費以外の経費</p> <p>オ 職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費 病院事業の健全化に資するため、病院職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費で、基準内経費以外の経費</p> <p>カ 職員に係る児童手当に要する経費 職員に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）に規定する児童手当に要する経費で、基準内経費以外の経費</p>
--	--

## IV 経営効率化に係る計画

### 1 財務に係る数値目標

- ・ 経常収支比率は、計画期間終了年度の平成32年度に100%以上を目指します。
- ・ 職員給与費比率は、平成30年度以降は定年退職者がいないため、大きな変動はありませんが、職員給与費比率が高水準のため、更なる医業収益の確保を図ります。

これらの目標達成のため、次のとおり数値目標を設定し、経営改善に努めます。

なお、ガイドラインに掲げられた項目以外の任意の数値目標については、医療提供の内容を反映し、患者単価に結びつくものを選択しています。

	平成28年度 (見込)	平成29年度 (計画)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
経常収支比率 (%)	97.4%	100.0%	99.7%	100.2%	100.1%
医業収支比率 (%)	60.3%	63.4%	61.8%	62.2%	62.7%
職員給与費比率 (%)	90.5%	88.5%	91.4%	92.3%	92.6%
材料費比率 (%)	13.1%	12.1%	13.0%	13.9%	13.1%
患者1人1日当り収入 (入院) (円)	23,053 円	23,300 円	23,300 円	23,300 円	23,300 円
上段：一般/下段：療養	15,666 円	16,241 円	16,241 円	16,241 円	16,241 円
患者1人1日当り収入 (外来) (円)	6,431 円	6,400 円	6,400 円	6,400 円	6,400 円

### 2 医療機能に係る数値目標

	平成28年度 (見込)	平成29年度 (計画)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
年間入院患者数 (一日平均)	14,498 人 (39.7 人)	22,813 人 (62.5 人)	20,842 人 (57.1 人)	20,732 人 (56.8 人)	20,586 人 (56.4 人)
年間外来患者数 (一日平均)	43,607 人 (178.7 人)	45,935 人 (189.0 人)	45,320 人 (186.5 人)	44,542 人 (183.3 人)	44,542 人 (183.3 人)
病床利用率 (%)	40.5%	63.8%	58.3%	58.0%	57.6%
救急車による年間患者数	264 人	285 人	290 人	290 人	290 人

### 3 目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期

#### ① 民間的経営手法の導入

- ・ 医事業務や清掃業務、ボイラー関係の機械空調保守業務、看護助手等業務及び患者給食調理業務などについては、以前から委託化しているところですが、今後も実施可能な業務委託について推進するとともに、既存の業務委託についても安全性や信頼性の確保のもと、不断に見直しながら業務委託の効率化を図ります。

#### ② 事業規模・形態の見直し

- ・ 前改革プランを踏まえ、町立病院が将来に向けて町民にとってどのような機能を選択し運営していくべきか検討した結果、平成28年2月に一般病床98床の内、2階の42床を医療療養病床へと転換し、急性期及び慢性期の機能を併せ持ち、幅広い治療環境に対応できる複合型病棟を導入しました。
- ・ 今後、改革プランを実施する中で、事業規模や経営形態について検討します。

#### ③ 経費削減・抑制対策

- ・ 前改革プランにて患者給食調理業務及び看護助手等業務を委託化し、経費の削減に努めています。
- ・ 同様に清掃業務や環境衛生管理業務、機械空調保守業務など既存の業務委託について、地方自治法の規定に基づく長期継続契約を導入するなど、業務内容や契約方法の見直しを行い経費の削減に努めています。
- ・ 医薬品、診療材料等を廉価購入し、経費の削減に努めています。
- ・ 施設基準を満たす最小限の人員配置による人件費の抑制に努めています。

#### ④ 収入増加・確保対策

- ・ 療養病床の患者用設備（呼吸器監視装置）導入等により、医療区分の変更による診療報酬の加算増など、新たな施設基準の取得等により診療報酬を確保し、医業収益の一層の向上に努めます。
- ・ 未収金については収入確保対策の強化により、未収金額の縮減及び新たな未収金発生防止に努めています。
- ・ 療養環境改善、待ち時間解消等、患者サービスの向上による患者確保に努めています。

## V 再編・ネットワーク化に係る計画

### 1 二次医療圏内の公立病院等の配置の現況

(北海道「上川中部圏域 地域医療構想」より)

美瑛町立病院が所在する上川中部圏域には、下記の公立病院等が開設されているほか、旭川市内には旭川医科大学病院（571床）や独立行政法人国立病院機構旭川医療センター（290床）など高度な医療機能を有する病院が集中しています。

上川中部圏域（二次医療圏）内の公立病院等

・美瑛町立病院（美瑛町）	98床
・市立旭川病院（旭川市）	396床
・旭川赤十字病院（旭川市）	546床
・JA北海道厚生連旭川厚生病院（旭川市）	539床

### 2 都道府県医療計画等における今後の方向性

#### ○自治体病院等広域化・連携構想

道内の自治体病院は、高度で専門的な医療や不採算医療を担うなど、地域医療の確保に取り組んでいますが、近年、医師不足、医療費抑制による収益構造の悪化など、極めて厳しい経営環境にあります。

このため各自治体病院は担うべき役割を明確にし、他の医療機関と役割を分担して相互に連携することにより、地域完結型の医療提供体制を作り上げる必要があります。また、広域的に連携し、地域に必要な1次から1.5次の医療を効率的に提供して、地域医療の確保と病院経営の健全化を両立させることが最も重要であるという考え方にに基づき、北海道は将来の地域における必要な医療のあり方の議論を活性化させるため、平成20年1月に「自治体病院等広域化・連携構想」を策定し、地域の実情に応じた検討協議を促進し、地域においては病床規模の見直しや医療機器の共同利用等が進められて来ましたが、医療従事者の不足や地域偏在、少子高齢化の影響等により自治体病院の経営は厳しさを増しており、地域住民が必要とする医療を将来にわたり安定的に提供するためには、自治体病院等の役割分担・医療機能の見直しを一層進めることが必要不可欠な状況となっています。

この中で二次医療圏の圏域である旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、幌加内町と美瑛町の10市町が1つの連携区域とされ、この区域内における自治体病院の方向性としては、「美瑛町立病院は、比較的小規模の病院であり、病床利用率などを勘案して今後担うべき役割を検討する必要があります。

あると考えます。」とされています。

構想から5年経過した平成25年には、「上川中部地域行動計画」として、現状分析や課題を踏まえて取りまとめた今後の方向性に基づき、将来、地域に必要な医療のあるべき姿を検討することとしています。

### 3 再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要

地域住民が必要とする医療を将来にわたり安定的に提供することを目標に、上川中部圏域地域医療構想及び自治体病院等広域化・連携構想上川中部地域行動計画に基づき、関係機関の役割分担や医療機能の見直しを一層進め、今後の再編・ネットワーク化について、関係機関による協議、検討を実施してまいります。

また、旭川市内の中核病院との連携を深めるとともに、旭川医科大学の第3内科、外科の関連病院として、専門医の派遣を受け、医療連携の充実強化を図ります。

## VI 経営形態の見直しに係る計画

### 1 経営形態の現況

現在、地方公営企業法の一部適用により運営しています。

### 2 経営形態の見直し（検討）の方向性

新公立病院ガイドラインでは、民間的経営手法の導入等の観点から、①地方公営企業法の全部適用、②地方独立行政法人化（非公務員型）、③指定管理者制度の導入、④民間譲渡、⑤事業形態の見直しの5つの経営形態の選択肢が掲げられています。

①地方公営企業法の全部適用及び②地方独立行政法人化については明確な目的がなければ、条例制定や人事会計部門の独立化による事務の重複化など負担増となることから、現状では導入困難な状況です。③指定管理者制度の導入、④民間譲渡については現状では引受先がなく、経営が悪化した場合に事業撤退の可能性もあることから、安定的な医療提供が困難となることも想定されます。

⑤事業形態の見直しについては、平成28年2月に病床転換を行い、一般病棟98床の内、42床を医療療養病床化していますが、北海道地域医療構想で示された平成37年（2025年）の必要病床数が上川中部圏域で約9.5%の病床削減と見込まれていることや将来の人口減少等も考慮し、「美瑛町立病院運営審議会」を随時開催し、それぞれの選択肢についてその利点や課題などを協議・検討を進めます。

### **3 経営形態見直し計画の概要**

平成29年度中に町立病院運営審議会を随時開催し、協議・検討のうえ、再編・ネットワーク化と合わせて、平成30年3月までに結論を得ることとします。

## **Ⅶ 点検・評価・公表等**

公益及び住民を代表する委員で構成される「美瑛町立病院運営審議会」において、改革プランの実施状況を年1回以上点検・評価を行い、広報誌等を通じて住民に公表します。

(別紙1)

団体名 (病院名)	北海道美瑛町 (美瑛町立病院)
--------------	--------------------

## 1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度							
		25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(見込)	29年度	30年度	31年度	32年度
区分									
収	1. 医業収益 a	828	795	765	763	867	811	804	798
	(1) 料 金 収 入	735	698	674	671	765	715	708	705
	(2) そ の 他	93	97	91	92	102	96	96	93
	うち他会計負担金	71	74	69	74	76	73	73	70
	2. 医業外収益	243	375	412	378	405	407	397	400
	(1) 他会計負担金・補助金	239	327	361	326	354	357	347	350
	(2) 国(県)補助金								
入	(3) 長期前受金戻入								
	(4) そ の 他	4	48	51	52	51	50	50	50
	経常収益(A)	1,071	1,170	1,177	1,141	1,272	1,218	1,201	1,198
	1. 医業費用 b	1,142	1,140	1,130	1,143	1,244	1,187	1,169	1,155
支	(1) 職員給与と費用 c	637	610	599	624	697	670	670	670
	(2) 材 料 費	98	90	87	90	95	95	95	95
	(3) 経 費	305	293	274	240	267	260	260	260
	(4) 減価償却費	96	144	145	152	140	115	96	83
	(5) そ の 他	6	3	25	37	45	47	48	47
	2. 医業外費用	53	58	56	30	28	25	22	20
	(1) 支払利息	35	33	31	29	27	24	21	19
	(2) そ の 他	18	25	25	1	1	1	1	1
	経常費用(B)	1,195	1,198	1,186	1,173	1,272	1,212	1,191	1,175
	経常損益(A)-(B)(C)	▲124	▲28	▲9	▲32	0	6	10	23
特別損益	1. 特別利益(D)			3					
	2. 特別損失(E)	23							
	特別損益(D)-(E)(F)	▲23	0	3	0	0	0	0	0
純 損 益 (C)+(F)	▲147	▲28	▲6	▲32	0	6	10	23	
累 積 欠 損 金 (G)	148	176	182	211	211	214	212	210	
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	295	260	265	273	266	260	270	280
	流 動 負 債 (イ)	31	184	196	219	214	200	200	200
	うち一時借入金								
	翌年度繰越財源(ウ)								
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額(エ)								
差引不良債務(オ)	▲264	▲76	▲69	▲54	▲52	▲60	▲70	▲80	
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	89.6	97.7	99.2	97.3	100.0	100.5	100.8	102.0	
不良債務比率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	▲31.9	▲9.6	▲9.0	▲7.1	▲6.0	▲7.4	▲8.7	▲10.0	
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	72.5	69.7	67.7	66.8	69.7	68.3	68.8	69.1	
職員給与費対医業収益比率 $\frac{c}{a} \times 100$	76.9	76.7	78.3	81.8	80.4	82.6	83.3	84.0	
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額(H)	▲264	▲76	▲69	▲54	▲52	▲60	▲70	▲80	
資金不足比率 $\frac{(H)}{a} \times 100$	▲31.9	▲9.6	▲9.0	▲7.1	▲6.0	▲7.4	▲8.7	▲10.0	
病 床 利 用 率									

## 2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(見込)	29年度	30年度	31年度	32年度
区分	25年度								
	26年度								
収 入	1. 企業債	36	13	17	0	9	10	10	10
	2. 他会計出資金								
	3. 他会計負担金	36	13	26	0	9	10	10	10
	4. 他会計借入金								
	5. 他会計補助金								
	6. 国(県)補助金								
	7. その他			1					
	収入計(a)	72	26	44	0	18	20	20	20
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(b)								
	前年度許可債で当年度借入分(c)								
純計(a)-(b)+(c)(A)	72	26	44	0	18	20	20	20	
支 出	1. 建設改良費	75	27	46	5	19	20	20	20
	2. 企業債償還金	99	108	119	124	115	110	103	103
	3. 他会計長期借入金返還金								
	4. その他								
支出計(B)	174	135	165	129	134	130	123	123	
差引不足額(B)-(A)(C)	102	109	121	129	116	110	103	103	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	102	107	118	129	116	110	103	103
	2. 利益剰余金処分量								
	3. 繰越工事資金								
	4. その他		2	3					
計(D)	102	109	121	129	116	110	103	103	
補てん財源不足額(C)-(D)(E)	0	0	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(F)									
実質財源不足額(E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

## 3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:百万円)

	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(見込)	29年度	30年度	31年度	32年度
収益的収支	( 0 )	( 90 )	( 82 )	( 23 )	( 18 )	( 20 )	( 20 )	( 20 )
	310	400	430	400	430	430	420	420
資本的収支	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )
	36	13	26	0	9	10	10	10
合計	( 0 )	( 90 )	( 82 )	( 23 )	( 18 )	( 20 )	( 20 )	( 20 )
	346	413	456	400	439	440	430	430

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務副大臣通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。